

にいがた県民教育研究所規約

にいがた県民教育研究所

制定1984年12月2日

改定1986年9月14日

改定1987年9月13日

改定1990年9月9日

改定1993年9月12日

改定1999年9月12日

改定2009年9月20日

第一章 名称と事務所

(名称)

第一条 この研究所はにいがた県民教育研究所という。

(事務所)

第二条 この研究所は事務所を新潟市におく。

第二章 目的と事業

(目的)

第三条 この研究所は、新潟県における教育についての調査および教育に関する基礎的な研究ならびに会員相互の研修さらに教育に関する情報の提供や資料の収集と公開等の活動を行い、もって教育学術文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第四条 この研究所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 新潟県における教育の基礎的な調査および研究
2. 教育に関する研究会、講演会、講座等の開催
3. 研究誌、研究所通信等の発行
4. 教育に関する資料の収集と公開
5. その他前条の目的を達成するために必要な事項

第三章 会員

(会員)

第五条 この研究所の会員の種別は、次の通りとする。

1. 普通会员 この研究所の目的に賛同し、会費年額1万円を納める者
2. 賛助会員 この研究所の目的事業を賛助し10万円以上を納める者
3. 県外賛助会員 この研究所の目的に賛同し、会費年額1万円を納め県外に居住する者
4. 特別会員 この研究所の事業を後援し、会費年額1口（1万円）以上を納める団体
5. 準会員 この研究所の刊行する定期刊行物（研究誌）を購読し、6千円を前納する者

（入会手続き）

第六条 会員になろうとする者は、会費を添えて入会申込みを提出するものとする。

（会員の権利）

第七条 会員は、この研究所が刊行する機関誌（研究誌）および研究所通信の優先的配布を受け、また研究会、講座等研究所が主催する行事に優先的に参加することができる。

第四章 役員および職員

（役員の種別および員数）

第八条 この研究所は次の役員をおく。

理事 若干名（うち理事長一名 副理事長若干名） 監事 二名

二、日常の業務を執行するために所長、事務局長、所員をおく。

第九条、この研究所は顧問をおくことができる。顧問は理事長が委嘱する。

（役員を選任）

第一〇条

理事及び監事は、総会で選任し、理事長、副理事長は理事会の互選によるものとする。

二、事務局長、所員は原則として理事の中から理事長が選任する。

（役員職務権限）

第一一条 理事長は、この研究所を代表する。

二、副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

三、

事務局長は所員を充て、組織・財政・庶務等、日常の業務にあたる。

所員は研究および日常の業務にあたる。

(理事会)

第一二条

理事は、理事会を組織し、総会で定められた事項を執行する。

二、緊急に求められる事項が生じた場合は、規約および総会の権限に基づき、その事項を決議し執行することができる。

(監事)

第一三条 監事は次の各号の監査を行う。

1. 研究所の財産の状況を監査すること。
2. 研究所の業務執行状況を監査すること

二、前項の報告をなすため、監事の要求がある場合は、理事長は臨時の総会を招集しなければならない。

(役員任期・解任)

第一四条 この研究所の役員任期は二年とし、再選をさまたげない。

二、補欠または、増員による役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

三、事務局長が欠けた場合は代理をおくことができる。

四、役員に、この研究所の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても総会の決議によりこれを解任することができる。

(職員)

第一五条 この研究所の事務を処理するために事務職員をおく。

二、事務職員は理事長が任命し有給とする。

第五章 会議

(理事会)

第一六条 理事会は、毎年三回以上理事長が招集する。但し理事長が必要と認めた場合、または理事（現在数の三分の一以上）から、会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、理事長は臨時理事会を二〇日以内に招集しなければならない。

二、理事会の議長は理事長とする。

第一七条 理事会は、理事会の現在数の三分の二以上出席しなければ議事を開き決議することできない。但し理事長に対する委任をもって出席にかえることができる。

二、理事会の議事は、この規約に定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第一八条 理事長が必要と認めるときは、理事長、副理事長、~~所長~~、事務局長および

所員による会議を開くことができる。

(総会)

第一九条 通常総会は毎年一回、会計年度終了後二ヶ月以内に理事長が招集する。

二、臨時総会は、理事会または監事が必要と認めたとき、これを招集しなければならない。

第二〇条 理事長は、会員の五分之一から、会議の目的たる事項を示して総会招集請求があった場合、その請求のあった日から三〇日以内に総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第二一条 総会の議長は、会議のつど総会で選出する。

二、総会の議長が選出されるまでの仮議長は理事長が務める。

(総会の招集)

第二二条 総会の招集は、少なくとも一〇日以前に、その会議に付すべき事項、日時、場所を記載した書面の発送をもって通知する。

(総会に付議すべき事項)

第二三条 次の事項は、通常総会に提出し、その承認を受けなければならない。

1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. 財産目録
4. その他理事会において必要と認めた事項

(総会の定足数等)

総会は、最高議決機関であり、年一回理事長が招集する。

二、総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第二四条 総会の議事の要綱および議決事項は、会員に通知する。

(議事録)

第二五条 総会および理事会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者のなかから議長が指名する二名が署名のうえ、これを保存する。

第六章 資産および会計

(資産)

第二六条 この研究所の資産は次のとおりとする。

1. 会費

2. 事業に伴う収入
3. 資産から生じる果実
4. 寄附金品
5. 運営資金
6. その他の収入

(運用資産)

第二七条 この研究所の事業遂行に要する費用は、第二七条に示す運用資産をもって支弁する。

(会計年度)

第二八条 この研究所の会計年度は、八月一日にはじまり、翌年七月三十一日をもっておわる。

第七章 規約の変更

第二九条 この規約の変更は、総会において、三分の二以上の決議を経なければならない。

付則

第三〇条 この規約は、一九八四年一二月二日、研究所設立の日から施行する。